新潟市の適正規模(事務局素案)

1 適下規模の下限

小中学校の適正規模は,12学級以上とする。

- 理由 (1)小学校では、クラス替えが可能で、教育や学校運営に必要な教職員数を確保できることや、1学年複数学級になる12学級を下限とする。
 - (2)中学校でも,クラス替えや教職員数の事情は同様である。しかし中学校の段階では,新たな人間関係を得ることができる2小1中体制が1小1中より望ましいとされていることから,2小学校から2学級ずつが進学することを想定して,中学校の適正規模の下限を12学級とする。

2 適正規模の上限

小中学校の適正規模は,24学級以下とする。

- 理由 (1)国が,適正規模として24学級を上限としている。 (義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条 第1項および同条第2項)
 - (2)学校再編の組み合わせで,6学級と12学級の学校を再編する場合, 新潟市の現状ではおおむね18学級以内になると見込まれる。 しかし,6学級と18学級,7学級と15学級の組み合わせなどもあ りうることから,標準規模の上限18学級を超えて適正の範囲を設定す

ることもできる。